

令和 3 年 6 月 25 日

日本救急医学会代表理事 坂本哲也 殿
日本脳神経外科学会理事長 富永悌二 殿
日本集中治療医学会理事長 西田修 殿

厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会
委員長 磯部 光章

脳死判定・脳死下臓器提供を目的とした患者の転院搬送について（依頼）

臓器移植の推進については、日頃よりご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

現在、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会において、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 83 号）の施行より 10 年が経過したことを踏まえ、施策の見直しの議論を行っているところです。

脳死判定・脳死下臓器提供を目的とした患者の転院搬送については、「臓器提供手続に係る質疑応答集（平成 27 年 9 月改訂版）」（別添）において、「脳死下での臓器提供のみを目的として、その体制が整備されている臓器提供施設へ患者を搬送することは、控えるべきである。」「今後、臓器移植の普及や脳死・臓器移植についての国民全体の理解の状況を見極めつつ、臓器提供施設の在り方の中で検討される必要があると考えている。」と記載されています。

厚生労働省においては、いわゆる 5 類型施設における脳死下臓器提供の体制の拡充及び法的脳死判定等に必要な人材の派遣等の施策を実施しているものの、臓器提供数が十分ではないため脳死下臓器提供を経験できないことに加え、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により脳死下臓器提供の体制整備が困難である施設が一定数存在しています。そのような施設及び 5 類型に該当しない施設においては、脳死下臓器提供の希望者の「臓器を提供する権利」を尊重できないことが危惧されます。

これらの事情も踏まえつつ、当委員会において議論を行った結果、脳死下臓器提供の希望者の「臓器を提供する権利」を尊重するため、脳死判定・脳死下臓器提供を目的とした患者の転院搬送を一律に控えるべきとされている現在の運用の見直しを検討するべきであり、その際の留意点等については、貴学会にご検討をお願いしたいということとなりました。

つきましては、以下の項目についてご検討いただき、8 月末日までに御回答いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 患者家族の同意取得の際の留意点
(患者を搬送中の急変の可能性、脳死判定が困難である場合の心停止後臓器提供、等)
2. 患者の搬送の体制に関する留意点
3. 患者の転院先医療機関と紹介元医療機関の事前の連携体制に関する留意点
4. その他、脳死判定・脳死下臓器提供を目的とした患者の転院搬送に関する御意見

臓器提供手続に係る質疑応答集（抄）（平成 27 年 9 月改訂版）

問 5 臓器提供施設以外で脳死が疑われる状態となった患者を臓器提供施設へ搬送することや、小児の脳死下臓器提供を行う体制が整備されていない臓器提供施設から、体制が整備された臓器提供施設へ小児患者を搬送することは、認められるのか。

答 1. 移植医療が国民の理解を得つつ望ましい形で定着していくためには、脳死下での臓器提供は、生前に可能な限り高度な救急医療等を受けたにもかかわらず不幸にして脳死となった方について、確実に脳死と判定された場合に行われる必要があることから、ガイドライン第 4 において、当面、これらの条件を満たす一定の施設に限定されている。

したがって、脳死下での臓器提供のみを目的として、その体制が整備されている臓器提供施設へ患者を搬送することは、控えるべきである。

2. ただし、患者の救命治療を目的としたいわゆる高次の医療施設への搬送は、日常救急医療でも行われており、これを否定するものではない。

3. また、臓器提供施設で法的脳死判定が終了した後において、次の要件をすべて満たす場合に限り、手術室の効率的活用等の観点から、臓器摘出のために他の臓器提供施設へ患者の搬送を行うことは差し支えない。なお、その場合には、具体的な搬送の手続等を含めた臓器摘出時における協力について、事前に両施設間で協定等が結ばれていることが望ましい。

① 搬送先も臓器提供施設であること

② 両施設が同一の建物内又は敷地内に存在しており、かつ、搬送が当該患者の容態に悪影響を及ぼさないと判断できる場合であること

問 6 脳死下での臓器提供を目的として臓器提供施設までドナー候補者を搬送することは、臓器提供の意思を尊重するという観点からは認めるべきであると考えますが、今後、どの時期に又はどのような条件が整えば可能となるのか。

答 質問の点については、今後、臓器移植の普及や脳死・臓器移植についての国民全体の理解の状況を見極めつつ、臓器提供施設の在り方の中で検討される必要があると考えている。